

# ケーブルインターネットサービス契約約款

## 第1節 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるケーブルインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を、当社とケーブルインターネットサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

### 第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されるもののうち小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及びこれらに準じる組織として、主に18歳未満の児童、生徒を対象とするもの
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属施設
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいう）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）または同一の建物内にあるもの
受信者端子	本施設の端子であって、端末設備に接するもの
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの

引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
引込線	電気通信回線設備のうち、タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降すべての施設
ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備
無線LAN内蔵ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線LAN（W i - F i）機能を内蔵した機器
ケーブルモデム等	ケーブルモデムおよび無線LAN内蔵ケーブルモデム
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	法第 32 条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
料金等	本サービスの利用料金、および工事費用
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
I D	本サービスを利用するための各種識別番号
W i - F i 設定コード	ホームW i - F i オプションを利用する際に必要な I D、パスワード等
ドメイン名	当社が所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32 b i t または 128 b i t のアドレス
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条 （サービス品目）

本サービスの提供するサービス品目は次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の2に定めるとおりとします。

サービス品目
ocean200plus、ocean200、ocean160plus、ocean160、ocean30、ocean8、 プレミアム、スタンダード、エコノミー

※ 2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

※ プレミアム、スタンダード、エコノミーの新規申込受付は2014年11月30日で終了しました。

#### 第5条 （オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目は、次のとおりとします。

オプションサービス種目
追加メールアドレス、追加メールリングリスト、ホームページURL追加、メールウィルスチェック、迷惑メールチェック

2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第6条 (セット割引)

「STBベーシックサービス」を合わせて利用している加入者には別表の4.「セット割引」の利用料金が適用されます。

※ セット割引の新規申込受付は2014年11月30日で終了しました。

#### 第7条 (提供区域)

当社は、別表の1.に記載するとおり、法第10条の規定に基づき総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

## 第2節 利用契約

#### 第8条 (利用契約の単位)

利用契約の締結は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を各世帯(事業所、店舗等も同様とする)ごととします。なお集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

#### 第9条 (本サービスの契約有効期限)

本サービスの契約有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第10条 (利用契約の申し込み)

申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
  - (2) 利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
  - (3) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
  3. 申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年被後見人および保佐人の同意を必要とします。
  4. 学校での本サービス申込者については、学校の設置者に限ります。

#### 第11条 (申し込みの承諾)

当社は、本サービスの申し込みがあったときは受付けた順序にしたがって承諾します。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が本約款に違反する恐れがある場合
  - (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合

- (3) サービスの提供が著しく困難である場合
  - (4) その他、利用契約締結が不相当である場合
3. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

当社は、申込者が次の各号に反する場合は、加入申込を承諾しないものとします。また、加入者が、次の各号に反することが判明した場合は、何らの催告もせず、本契約を解除することができるものとします。これにより損害が生じた場合は、申込者及び加入者が賠償するものとします。

- (1) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって、次の反社会敵勢力のいずれにも該当しないこと。
  - ② 暴力団
  - ③ 暴力団員
  - ④ 暴力団準構成員
  - ⑤ 暴力団関係企業
  - ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦ その他前各号に準ずるもの
- (2) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有しないこと。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 申込者及び加入者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第13条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

- 2. ケーブルモデム等が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。

### 第3節 契約事項の変更

#### 第14条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

- 2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

3. 当社は、第11条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第2項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 第1項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は第1項および第2項に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

#### 第15条（サービス品目の変更）

- 加入者は、サービス品目の変更を請求することができます。この場合、契約変更日は毎月初日付とし、月内途中での変更は出来ないものとします。
2. 当該加入者は当社所定の書類に必要事項を記入して、サービス品目の変更を開始する月の10日前までに当社に提出するものとします。

#### 第16条（名義変更）

- 加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、相続等当社が特に認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者への契約名義変更の申し込みをすることができます。
2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
  3. 利用契約を承継する申込者は、第27条（加入者の支払い義務）に規定される支払いの義務に関しても合わせて承継するものとします。

#### 第17条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第16条（名義変更）に定める本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第18条（設置場所の変更）

- 加入者は、ケーブルモデム等、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
    - （1） 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
    - （2） 当該変更により、本サービスの提供が困難となる恐れがあると当社が判断した場合
  3. 加入者は、本施設、ケーブルモデム等の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。

### 第4節 本サービス提供の停止等

#### 第19条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）

加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、速やかに、本サービス

の提供の一時停止は終了して本サービスの提供が再開されるものとし、なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることとはできないものとし、

2. 当社は、第27条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとし、なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとし、
3. 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とし、

#### 第20条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
  - (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
  - (3) 加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
  - (4) 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとし、
  - (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき
  - (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
2. 当社は、前項第1号または第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  3. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
  4. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
  5. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとし、

#### 第21条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第27条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは加入者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合
- (3) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (4) 第20条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- (5) 第25条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第38条（加入者の維持責任）第1項、第59条（機密保持）第1項、第62条（禁止事項）、第67条（加入者の義務）、第68条

- (コンテンツ) 第2項、および第69条(著作権)の規定に違反した場合
- (6) 第25条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合
  - (7) 第60条(情報の削除等)第1項第1号ないし第3号および第5号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
  - (8) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第22条(当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事上やむをえない場合
  - (2) 本施設に障害が生じた場合
  - (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
  - (4) 第20条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
  - (5) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第5節 利用契約の解除

#### 第23条(加入者が行う利用契約の解約)

本サービスの加入者は、第9条(本サービスの契約有効期間)の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

#### 第24条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条(本サービスの契約有効期間)の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第21条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 第51条(オプションサービスの制限)第1項の規定により特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
  - (4) 加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
2. 当社は、加入者が第21条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。

るものとしします。

3. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その加入者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。
4. 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

## 第6節 IDおよびパスワード

### 第25条（IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとしします。

2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとしします。
3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとしします。
4. 加入者が第23条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第24条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとしします。

## 第7節 料金等

### 第26条（料金等）

料金等は、別表の2.、別表の3.、別表の4.、別表の5.、別表の6.に定めるとおりとしします。

2. 当社は、別表の2.、別表の3.、別表の4.に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により加入者にその旨を告知します。
3. 当社は、別表の6.に定める費用を改定することがあります。この場合、当社は可能なかぎり事前に、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により加入者にその旨を告知します。

### 第27条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第26条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとしします。なお、第14条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第26条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとしします。

2. 料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第13条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する利用開始日に発生するものとしします。
3. 料金等のうち、サービス種目の利用料金の支払い義務は、第47条（オプションサービス利用の申し込み）第4項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとしします。
4. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第31条（施設の設置および費用負担）、第32条（施設の移設および費用負担）、あるいは第33条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとしします。



5. 第20条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6. 第21条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7. 第22条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

#### 第28条（料金等の請求時期および支払期日等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、加入者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。加入者は、請求書等の発行を希望する場合は別表の3. に定める請求書類等発行手数料を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 料金等の金額計算で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

#### 第29条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第24条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第24条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

#### 第30条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第8節 施設

#### 第31条（施設の設置および費用負担）

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
4. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

#### 第32条（施設の移設および費用負担）

当社が第18条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、

当社により本施設、ケーブルモデム等を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

### 第33条（施設の撤去および費用負担）

第23条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第24条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

### 第34条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第22条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

### 第35条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

### 第36条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本サービスの提供にあたっての調査、本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

### 第37条（当社の維持管理）

当社は、当社施設を法電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の規定に適合するよう維持するものとします。

### 第38条（加入者の維持管理）

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

### 第39条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

#### 第40条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合には、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、法施行規則第56条および第57条に規定された公共のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

#### 第41条（ケーブルモデム）

加入者は、当社よりケーブルモデムの貸与を受けます。

2. 加入者は、ケーブルモデムを購入することはできません。
3. 加入者が貸与を受けるケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はケーブルモデムを本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失によりケーブルモデムを破損または紛失した場合には、加入者は、別表6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデムの交換を請求できません。
4. ケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第23条（加入者が行う利用契約の解約）第2項、第24条（当社が行う利用契約の解除）第5項に定める利用終了日に当社にケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

#### 第42条（無線LAN内蔵ケーブルモデム）

加入者は、当社より無線LAN内蔵ケーブルモデムの貸与を受けます。

2. 加入者は、無線LAN内蔵ケーブルモデムを購入することはできません。
3. 加入者が貸与を受ける無線LAN内蔵ケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は無線LAN内蔵ケーブルモデムを本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失により無線LAN内蔵ケーブルモデムを破損または紛失した場合には、加入者は、別表の6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は無線LAN内蔵ケーブルモデムの交換を請求できません。
4. 無線LAN内蔵ケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第23条（加入者が行う利用契約の解約）第2項、第24条（当社が行う利用契約の解除）第5項に定める利用終了日に当社に無線LAN内蔵ケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により無線LAN内蔵ケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行う無線LAN内蔵ケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 無線LAN内蔵ケーブルモデムを利用し無線で接続する自営端末設備は、当社が指定する一般的に販売されるWi-Fi対応の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるもの（以下、「Wi-Fi対象端末」といいます。）を対象とします。
7. 無線LAN内蔵ケーブルモデム設置以降のWi-Fi対象端末への接続設定等は、加入者が行うものとします。

#### 第43条（無線LAN内蔵ケーブルモデムの免責事項）

無線LAN内蔵ケーブルモデムは、全ての自営端末設備の無線LAN接続を保証するものではありません。Wi-Fiの特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や電波状況により通信速度

が遅くなる場合があります。

2. 当社の設置する無線LAN内蔵ケーブルモデム以降のWi-Fi対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 加入者は必要に応じて、当社から指定されたWi-Fi設定コードにより無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。
4. 無線LAN内蔵ケーブルモデムの初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を復元することはできません。
5. 無線LAN内蔵ケーブルモデムを交換した場合、Wi-Fi設定コードは変更されます。この場合、Wi-Fi対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
6. 無線LAN内蔵ケーブルモデムの脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
7. 加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
8. Wi-Fiを介しての改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

## 第9節 回線相互接続

### 第44条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

- (1) 接続を行う場所
- (2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- (3) その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または本約款に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾します。

### 第45条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は第44条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱います。

### 第46条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

## 第10節 オプションサービス

### 第47条（オプションサービス利用の申し込み）

加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第10条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限

りではありません。

2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。
3. 当社は、第11条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第10条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第13条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

#### 第48条（メールウィルスチェックの内容と免責事項）

メールウィルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウィルス（以下「メールウィルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウィルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウィルス、およびメール以外の手段により頒布されるウィルスによってメールウィルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウィルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む）の損失等、メールウィルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第49条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

#### 第50条（追加メールアドレス、追加メーリングリスト、ホームページURL追加の内容）

追加メールアドレス、追加メーリングリスト、ホームページURL追加（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数を増大させることができます。

#### 第51条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第20条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、追加オプションの提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第52条（オプションサービスの停止）

当社は、加入者が第21条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により、追加オプションの提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第53条（オプションサービスの休止）

当社は、第22条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により追加オプションの提供を休止するときは、可能な限り事前に当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第54条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて追加オプションの提供のみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 当社が前項の通知を受理した日が属する月の末日を、当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第23条（加入者が行う利用契約の解約）第1項の規定により利用契約が解約された場合、および第24条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

#### 第55条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により追加オプションの提供を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し当該オプションサービスを廃止する日の3カ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該オプションサービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

#### 第56条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の節の条項に準じて取り扱うものとします。

### 第11節 雑則

#### 第57条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

#### 第58条（通信の秘密）

当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

#### 第59条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

#### 第60条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第62条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第62条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
- (5) 第66条（連絡受付体制の整備について）に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### 第61条（本サービスの利用様態の制限）

本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

#### 第62条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 当社から貸与したケーブルモデム等を転貸、譲渡、質入れする行為

- (2) 当社から貸与したケーブルモデム等を移動・取外・変更・分解または改変する行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) 当社施設に他の機械または付加物品等を取付ける行為。ただし、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く
- (4) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為
- (5) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (6) ユーザーIDおよびパスワードを不正使用する行為
- (7) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (8) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (9) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (10) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
- (11) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (12) 医療品医療機器等法の改正をふまえ貸金行を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (13) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (14) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (15) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (16) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (17) 無断で当社および他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
- (18) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (20) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (24) 犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (25) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為



- (26) 法令に違反したまたは違反する恐れのある行為
- (27) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

#### 第63条（加入者の関係者による利用）

当社が別途指定する手続きにより、加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該加入者は当該関係者に対しても、加入者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、加入者は、当該関係者が第62条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

#### 第64条（児童ポルノ画像のブロッキング）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、加入者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

#### 第65条（青少年にとって有害な情報の取扱について）

本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第2条第11項の特定サーバ管理者（以下「特定サーバ管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
  - (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する
  - (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する
  - (3) 青少年にとって有害な情報を削除する
  - (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する
3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
4. 前項に基づく当社の通知に対し、加入者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該加入者の判断を尊重するものとします。
5. 前項の場合であっても、当社は第2項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による

当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

#### 第66条（連絡受付体制の整備について）

加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

- (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること
- (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること

なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに加入者は十分留意するものとします。

2. 加入者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

#### 第67条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

#### 第68条（コンテンツ）

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
  - (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること
  - (2) 加入者のコンテンツが第62条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
  - (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること

#### 第69条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。

2. 加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

#### 第70条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第20条（当社が行う本サービス提供の制限）、第21条（当社が行う本サービス提供の停止）、第22条（当社が行う本サービス提供の休止）、第71条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. IDおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、第25条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第38条（加入者の維持管理）第1項、第59条（機密保持）第1項、第62条（禁止事項）、第67条（加入者の義務）、第68条（コンテンツ）第2項、および第69条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5. 第23条（加入者が行う利用契約の解約）および第24条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
6. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を持ちません。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
7. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第57条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
8. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

#### 第71条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載、加入者への通知等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第14条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載、加入者への通知等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

#### 第72条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### 第73条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については第7条（提供区域）の提供区域を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第74条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 本約款は、2018年10月1日より施行します。

● ocean200plus、ocean160plusに関する特約

月額利用料には IP-VOD「milplus（みるプラス）」サービス加入契約約款に定める「見放題パック プライム」の月額利用料が含まれています。

2. サービス開始日が属する月の翌月初日を起算日として6ヵ月後の末日までの最低利用期間があります。やむを得ず最低利用期間中に解約する場合は契約解約料5,000円（税抜）を支払うものとします。
3. 本約款に定めなき事項については IP-VOD「milplus（みるプラス）」サービス加入契約約款を適用するものとします。

**別表（本表に記載する料金は全て税抜料金となっています）**

1. サービス提供区域

神奈川県足柄下郡湯河原町、静岡県熱海市、伊東市、賀茂郡東伊豆町の各一部

2. サービス品目と月額利用料金

2-1. 一般加入者用

サービス品目	サービス内容		月額 利用料金
	最大通信速度 (下り)	標準機能	
ocean200	200Mbps	無線LAN内蔵ケーブルモデム メールアドレス 5個 メールリングリスト 2個 FTP アカウント 1個	6,300円
ocean160	160Mbps		5,500円
ocean30	30Mbps		4,700円
ocean8	8Mbps		3,200円
ocean200plus	200Mbps	上記に加え 見放題パック プライム	7,000円
ocean160plus	160Mbps		6,200円
プレミアム	30Mbps	ケーブルモデム メールアドレス 1個	4,700円
スタンダード	8Mbps		3,200円
エコノミー	1.5Mbps		2,700円

2-2. 建物基本契約（IKC アpartment（施設利用サービス）利用条項）を締結している建物の加入者用。

サービス品目	サービス内容		月額 利用料金
	最大通信速度 (下り)	標準機能	
ocean200	200Mbps	無線LAN内蔵ケーブルモデム メールアドレス 5個 メールリングリスト 2個 FTP アカウント 1個	4,800円
ocean160	160Mbps		4,000円
ocean30	30Mbps		3,200円
ocean8	8Mbps		2,400円
ocean200plus	200Mbps	上記に加え 見放題パック プライム	5,500円
ocean160plus	160Mbps		4,700円

プレミアム	30Mbps	ケーブルモデム メールアドレス 1個	4,700円
スタンダード	8Mbps		3,200円
エコノミー	1.5Mbps		2,700円

2-3. 建物基本契約(IKC アpartment 160M(施設利用サービス)利用条項)を締結している建物の加入者用。

サービス品目	サービス内容		月額 利用料金
	最大通信速度 (下り)	標準機能	
ocean200	200Mbps	無線LAN内蔵ケーブルモデム メールアドレス 5個 メーリングリスト 2個 FTP アカウント 1個	800円
ocean160	160Mbps		0円
プレミアム	30Mbps	ケーブルモデム メールアドレス 1個	4,700円
スタンダード	8Mbps		3,200円
エコノミー	1.5Mbps		2,700円

※ ケーブルモデム等1台ごとの料金です。

※ プレミアム、スタンダード、エコノミーの新規申込受付は2014年11月30日で終了しました。

### 3. オプションサービス種目と月額利用料金

オプションサービス種目	月額利用料金	付記事項
追加メールアドレス	300円	1個につき(最大5個まで)
追加メーリングリスト	300円	1個につき
ホームページURL追加	300円	1個につき
ホームページ容量追加	250円	50MBごと
請求書類発行手数料	100円	1通
メールウィルスチェック	無料	
迷惑メールチェック	無料	

### 4. セット割引料金(月額)

合わせて契約しているサービス	サービス品目	割引額	割引後の月額料金
デジタルベーシック	プレミアム	-600円	4,100円
	スタンダード	-400円	2,800円
	エコノミー	-100円	2,600円

※ 本表の料金は1台分の月額利用料金にのみ適用されます。

※ セット割引の新規申込受付は2014年11月30日で終了しました。

### 5. 工事費用

別途見積もり

6. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
ケーブルモデム	10,000 円
無線LAN内蔵ケーブルモデム	12,000 円